# 第4準備書面 

令利 4 年 10 月 1 1日
京都府労働委員会 御中

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし心援ネットワーク代表理事 藤 喬

被申立人は，令和 4 年 9 月 13 H 付け第 4 準備鼡面における申立人の主張，及 び同月21日第6回調相期日において確認された申立人の主張（令和3年8月 2日付け「請求する救済内容変更の中立書」 3 ページ，同年 9 月 15 日付け第 2準備書面2ページ）に対し，以下のとおり，必要な範囲で反論する。

## 第1 従業員に対する説明文書について

2020年11月21日に行われた第1回団体交渉は，最終的に中立人 の執行委員長が「決裂ですね」と述べ，申立人側の出席者が全員退席して終了した（乙8）。この時点では引き続きの交渉は予定されていなかった。

その後，申立人が，被申立人に「よりそいホットライン」の事業を委託して いた一般社団法人社会的包挹サポートセンターに働きかけを行ったため，橋口執行委員長と藤代表理事との間で，この働きかけを含むやり取りがメ ールと電話で交わされた（甲7，甲 8，く10）（甲7の橋口執行委員長が送信したメールの宛先に「Cc：E 様」とあるのは，前記サポートセンター の事務局長のことである。）。サポートセンターは，労使関係にはない第三者であるが，中立人は同センター E 事務局長からの金銭交付も求めてい た（甲 8）。

このような経緯においても，被电立人は，橋口執行委員長から送付された 2020年11月19日のメール（甲7）の内容について，同年12月7日の理事会で検討し，同月9 日，その結果を藤代表理事からメールで返答し た（甲 8）。もともと橋口執行委員長からのメールには，「解決に向けた合意項目の案」として，全従業員に対する説旧文書の送付を含む5項目が示さ れており，これら5項目の要求内容を反映させた形で従業員向けの「経緯を説明する文章の案」が作成されていた。これに対し，被申立人は，従業員に対 する説明文書は 2 項目目と 5 項目目の内容を削除して再作成した内容でな ければ応じられない旨回答した（甲 8）。

被申立人の回答に対しては，橋口執行委亘長から，同月9日にメールが送付されてきたが，そこには「基本的に組合としては，提案している合意項目

の全てに同意してもらえるように，そちらと交渉をしています。なので，
（5）の項目についても，合意できなければ解決はできないという姿勢で す。」と記載されていた（乙 1 0）。その後，被中立人は，同月21日の理事会において，改めて従業員に対する説明文書について検討したが，被中立人 としては5項目の要求内容の受け入れを前提とした修文に応じることはで きないとの絬論に至った。そして，藤代表理事が同月23日に送付した橋口執行委員長宛のメールにおいて，「経緯を説明する文章の案」を修正して文書を作成することはできない旨を回答し，その理由についても，同メールの中で，同月19日の藤代表理事と A モとの間の会話も踏まえ，5項目すべ ての受け入れを求める同月9日の橋口執行委員長のメールの内容が前提と なる以上，被手立人としては受け入れられないことを説明した（甲9）。

このようなやり取りの後，2021年1月28日付けで申立人から改め て正式な団体交渉の中入れがあり，同年2月24日，第2回団体交渉が行わ れた。同口の交渉で，被申立人において，前記 5 項月を前提とせずに従業員向けの説明文書の案を作成することになったことから，素案の作成を受け入れ，実際にこれを作成し，申立人に示した（ゅ 1 3，乙5）。

このように，被申立人は，従業員に対する說旧文書について，真摯な対心 を続けており，誠実義務違反は認められない。

第2 団体交渉に参加する理事について

すでに主張している通り，被申立人は，申立人との団体交渉のいずれにお いても，代表理事をはじめ交渉権限のある理事を出席させ，団体交渉におい て実質的な交渉に応じてきた。申立人が第2準備書面にて主張するような，申立人が「これまで団体交渉で話し合ってきたことを無視」したということ はなく，理事会では交渉の内容に従って検討を行ってきた。決定権のない者 が団体交渉で約束したことを持ち帰ったところ特定の理事が反対しその約束を㠅す決定をした事実はない。理事会では法人の基本的な姿勢が確認さ れたが，これは，団体交渉に参加する理事の交渉権限を否定するものではな い。
申立人による第4回団体交渉申し入れに対して，被申立人が2021年4月 29日にメールで「引き続き，当法人及び理事会の立場を代表するものが出席します」と回答している（甲24）のは，このような事実に基づき，交渉権限のある理事が団体交渉に出席するという従来の対応を継続することを示 したものである。

## 第3 カンパの呼びかけについて

中立人は，第4準備書而においても「第3回団体交渉の態様」からカンパ の呼びかけが被申立人と申立人との問の交渉事項であると主張している。

しかし，第3同甩体交渉のやり取り（乙6，申立人作成の反訣分では意図的に外されている籄所）からは，むしろ，山上理事の湖人としての呼びかけ にすぎないことや金額が未確定であることが双方の間で確認されていたこ とは明らかである。

すなわち，この用体交渉の場で，山上理事は「法人ではないですよ。」と発言し，A 氏は「まあ，どっちでもいいんですけども。」とこれを受け入れて いた。また，関根理事が「法人外の動き，ということですね。」と確認したとき も，A モは「そうなんですね」，「どっちでもいいんですけどね。それは。」と受け人れ，その後，I 氏も「変則的な話になって，山上さんのほうから，困搬ということだったら，個人的なカンパだと。」と碓認し，「ユニオンとすれ ば，A きんがそういうのでもいいというなら，A さんの意出を尊重しま す」と述べていた。金額についても，関根理事が「金額とかも約束できない」，「いくら集まるかわからない」，「みんないくら出してくれるかわかんない」 などと繰り返し説明し，これを前提として話が進められていた。そして，カン パに関する返答については，藤代表理事から橋口執行委員長に連絡するので はなく，山上理事が個人として I モと A モの二人に宛てたメールで結果 を報告している（甲21）。

このように，第2回団体交渉の場で，山上理事が個人的にカンパを呼びか けるにすぎず，金額も未確定であることが確認されていたのであり，申立人 と被申立人との間の交渉事項には該当しない。

以上

